米国の郵便改革を巡る最近の動向

一般財団法人マルチメディア振興センター ワシントン事務所 特別研究員 中邑 雅俊

USPS は 2012 年 2 月 9 日、2012 会計年度第 1 四半期(2011 年 10 月 1 日から 12 月 31 日)において 33 億ドルの損失を計上したことを発表した。USPS は 2011 年度には 51 億ドルの損失を計上。2012 年度には 141 億ドルの損失を見込んでいる(2010 年度 は 85 億ドルの損失、2009 年度は 38 億ドルの損失、2008 年度は 28 億ドルの損失、2007 年度は 51 億ドルの損失、2006 年度は 9 億ドルの利益)。

この急速な経営状態の悪化の主な原因として、USPS は、2007 年末の金融危機を発端として長期化している景気の低迷と、電子メールや携帯電話、テキストメッセージといった他の代替手段の普及に伴う郵便量の減少を挙げている。郵便量は過去5年間で430億通以上減少し、USPS 収入の半分近くを占めるファーストクラス・メールはこの期間に25%減少。切手が貼付されるシングル・ピースのファーストクラス・メールは同36%減少し、過去10年間で見ると50%近く減少した。

また、USPS のコストの約80%は人件費が占めており、USPS は、この労働コストを管理する適切な能力を持っていないことが赤字拡大の原因のひとつとしている。

こうした市場・経営環境に加えて、2006年郵便改革法により課せられている「退職者医療手当基金(RHBF)」への前納義務(2007-2016年度までの10年間に合計558億ドル)が経営をさらに圧迫している。議会はUSPS等からの要請を受け、2009年度において支払金額のうち40億ドルを免除、また、2011年度については2012年9月末までの支払を猶予する措置を講じているが、USPSの経営を上向かせるだけのインパクトは見られていない。USPSジョセフ・コーベット(Joseph Corbett)最高財務責任者(CFO)によると、2013年中にも財務省からの借入上限である150億ドルに達する見込みであり、2013年10月には現金が3億ドル不足するとの予測を示している。

このため USPS は、短期的には現金の確保が急務であり、長期的には抜本的な改革が必要として、2015 年までに年間 200 億ドルの経費削減及び黒字化達成という目標を掲げて、様々な提案を行っている。この中には、①郵便処理・配達ネットワークの規模適正化(ファーストクラス・メールの配達基準緩和を通じて郵便処理・配達業務を効率化するため、郵便処理施設や郵便局の統廃合とそれに伴う職員の削減、インフラ設備の削減等)、②週 6 日配達の廃止、③年金制度や医療手当制度の見直し等が含まれている。

こうした提案の中には、議会の立法措置が必要となる場合もあるため、USPS は議会 や政権をはじめとする関係者に改革の必要性を訴えている。現在上下院で提出されて いる郵便改革法案や、政権による USPS 救済提案は、USPS の意向を一部反映した内容も含まれているが、USPS は財政再建には不十分として不満を訴えている。

他方、週6日配達の廃止や郵便局閉鎖に関しては、とくにルーラル地域を選挙区に 抱える議員からの反発が根強く、また、人員削減に関しては労働組合からの抵抗も激 しいため、法案成立の見通しは立っていない。郵便改革を巡る主なプレイヤーの動向 は次のとおり。

1 USPS による改革に向けた取組み

(1) 10か年行動計画の発表

USPS は 2010 年 3 月 2 日、今後 10 年の行動を示す「Ensuring A Viable Postal Service For America: An Action Plan For The Future」と題する計画を発表。USPS によると、2020 年には郵便量は 1500 億通にまで減少し、累積損失は 2380 億ドルに達する見込みであるが、次の施策に取り組むことで最大 1230 億ドルの費用削減が可能としている。

- 1) 退職者医療手当前納義務の見直し:退職者医療手当への事前納付義務を他の連邦省庁やほとんどの民間企業と同等のものに修正し、郵便サービス公務員退職制度 (Postal Service Civil Service Retirement System (CSRS)) への年金過払い問題に対応。
- 2) 配達頻度の調整:郵便配達日を郵便量・利用者の行動形態の現状に沿って調整。
- 3) アクセス拡大:スーパーマーケットや薬局、ショッピングセンター、オフィス 用具販売店といった利用者がアクセスしやすい場所で郵便サービスを提供する 努力を継続し、さらに業務提携やセルフサービス・キオスク設置、ウェブサイトなどでアクセスできる窓口を拡大。
- 4) ワークフォース: USPS 職員 30 万人以上が今後 10 年で退職資格を得ることを考え、需要パターンの変化に追随できるより柔軟な労働体制を構築。
- 5) 料金設定:「市場支配」的商品の料金が郵便種類ごとの物価上昇率上限に基づいて設定されるのではなく、実際の各商品への需要や費用に基づいて設定できるようにする。さらに、2011年には穏当な幅の緊急料金値上げを申請する。
- 6) 商品とサービスの拡大:変化する顧客のニーズにより対応できるよう、USPS の 使命に沿った新商品を評価、提供することを容認。
- 7) 監督:より明確に定義される、適切、機敏な監督の役割や、より合理化された手続により、これらの変化を強化。

(2) 小売アクセス規模の適正化

USPS は 2011 年 7 月 26 日、利用者のニーズを判断するため、利用者数や業務時間が少ない 3653 か所の郵便局を対象とする調査を実施し、将来的な郵便局の統廃合を含め、小売販売網の規模適正化を進める計画を発表。また、郵便局の閉鎖などで影響を受ける地区においては、代替小売窓口「Village Post Office (VPO)」を設置する選択肢を提供する意向も表明した。VPO は、薬局、スーパーマーケットといった地元事業者により運営され、切手や定額封筒といった一般的な郵便商品・サービスを取り扱う。

USPS は現在、3万2000か所の郵便局を運営。これに加えて、切手販売やその他郵便商品・サービスへのアクセスを提供する外部小売販売業者は7万件に達しており、郵便商品・サービスを利用可能な拠点は全国で合計10万か所に上る。USPSパトリック・ドナホー(Patrick Donahoe)総裁によると、USPS小売販売売上の35%以上は、スーパーマーケットや薬局、オフィス商品販売店、小売チェーン、セルフサービスのキオスク端末、ATM、usps.com等、郵便局以外の小売窓口からのもの。こうした利用者の行動形態は、彼らが郵便を利用する多くの場合に、もはや物理的な郵便局を必要としていないことを示しているという。

今回の手続は、2011 年 7 月 14 日に発効した郵便局閉鎖手続に関する改正規則が適用となる。この新規則では、USPS 経営陣が閉鎖を検討する郵便局を選ぶことが初めて認められており、利用者数や業務時間が少ないこと、サービス代替提供窓口の存在を閉鎖理由とすることも認められている。

今回のリストで挙げられた郵便局の中には、年間売上が2万7500ドル、業務時間が1日2時間のところが大半。2マイル以内に5つ以上の代替窓口が存在しており、年間売上が6万ドル未満の郵便局も含まれている。これらに加えて、0.5マイル以内に5つ以上の代替窓口がある場合、年間売上が100万ドルに達していても閉鎖検討対象となっている。

この他にも USPS は、約 700 か所の郵便局の閉鎖を検討しており、その一部は既に 閉鎖されているが、この手続は新規定の対象外となる。

郵便局閉鎖に関する規則(39 CFR Part 241--ESTABLISHMENT CLASSIFICATION, AND DISCONTINUANCE)の概要は次のとおり。

郵便局閉鎖に関する規則の概要

| 概要 | USPS 本部レベルの意志決定に基づき、より広範な施設を対象として、閉鎖手続を明確化。 |
|-----------|---|
| 対象施設の拡大 | 従来は郵便局だけだったところ、今後は小売郵便局、ステーション、ブランチまで拡大。 |
| | ただし、2011年7月14日までに「初期実現可能性調査」が開始されていた場合は、旧規 |
| | 則が適用。 |
| 初期実現可能性調査 | 従来は、カスタマーサービス・販売担当地区マネジャーがその所掌の範囲にある郵便局の |
| | 統廃合が正当化されるという判断に基づいて、状況の調査等の手続を行い、当該郵便局の |
| | 統廃合を本部に提案していたところ、今後は、ある USPS 運営の小売施設閉鎖の可能性を |
| | 検討する場合、地区マネジャーか責任のある本部副社長またはその代理人にも初期実現可 |
| | 能性調査を開始することが認められ、本部による郵便局廃止の検討開始が可能となった。 |
| 閉鎖事由の明確化 | 初期実現可能性調査において、閉鎖の理由として検討される、許容される状況、許容され |
| | ない状況を明確化。赤字だけを理由に郵便局を閉鎖することを禁ずる規定は維持。 |
| 公式閉鎖日(閉鎖ま | 従来は、最終的な閉鎖の決定が公告されてから90日を経過した後の最初の土曜日が公式 |
| での期間短縮) | な閉鎖日とされていたところ、今後は、同 60 日を経過した後の最初の土曜日と改正。た |
| | だし、従来の規則でも、地区マネジャーの要請により公式閉鎖日を最終的な閉鎖の決定が |
| | 公告されてから60日を経過した後の最初の土曜日に設定する |
| | ことは認められていた。 |

(3) ネットワークの適正化

USPS は 2011 年 9 月 15 日、郵便量の劇的な減少とその結果もたらされる過剰なネットワーク容量により、全国のインフラを維持することは最早現実的ではないとして、郵便処理施設ネットワークの規模を半分以上削減するとともに、サービス基準を見直すことにより、最大で年間 30 億ドルを削減する提案を行った。主な提案は次のとおり。

- 将来的な統合または閉鎖に向けて252か所の郵便処理施設を調査(487か所中)
- 郵便処理機器を50%以上削減
- 全国規模で輸送ネットワークを劇的に削減
- 作業要員の規模を最大3万5000職調整(15万1000職中)
- ファーストクラス・メールのサービス基準を見直す

USPS ドナホー総裁によると、USPS は 2006 年以来、186 か所の施設を閉鎖、郵便処理機器を 1500 台以上撤去、従業員の全体を自然減員により 11 万職以上減少させ、120 億ドルの経費を削減している。また、2011 年初めには、マネジャー職を 7500 職削減し、地区オフィス 7 か所閉鎖する計画も発表。2011 年 8 月には、2015 年までにキャリア職を 22 万人削減する必要がある(うち 10 万人は自然減員で達成予定)とする白書を公表している。

郵便処理ネットワーク自体は、引受地点及び配達地点によりファーストクラス・メールを 1-3 日で処理・配達するために構築されている。今回提案された変更が行われ

ると、新たなサービス基準は 2-3 日での配達となる。基準見直しにより、職員はより 頻繁かつ長時間掛けて郵便仕分を行うことが可能となる。

(2)で述べた小売アクセス規模の適正化に加え、今回の郵便処理施設の見直しやサービス基準の見直しに伴う郵便処理施設や配達拠点での作業効率化、送達・配達網の効率化によるネットワーク関連経費の削減は、2015年までに年間65億ドルに達することが見込まれている。

USPS は、このネットワーク関連経費の年間 65 億ドルの削減に加えて、職員補償・手当の見直しにより年間 50 億ドルの削減、さらに、RHBFへの前納義務や配達日数削減に関する法改正より年間 85 億ドルの削減を見込んでおり、2015 年までに削減可能な経費として合計 200 億ドルを見込んでいる。

(4) 郵便規制委員会 (PRC) による助言的意見

USPS は、全国規模または実質的に全国規模でサービス全般に影響を与える、郵便サービスの本質を変更するような場合は、その変更に関して PRC の助言的意見を求める提案を事前に提出することが法律で義務付けられている(39 U.S.C. § 3661(b))。PRC の助言的意見は法的拘束力は持たないが、議会での議論に影響を与える可能性はある。PRC はこれまで、週 5 日配達に関する助言的意見を 2011 年 3 月 24 日に公表。その他、郵便局閉鎖(2011 年 7 月 27 日提出)、郵便施設閉鎖とサービス基準の変更(2011 年 12 月 5 日提出)については検討中となっており、その判断が下されるのは2012 年 7 月半ば以降とされている。

(5) 計画の一時凍結

USPS と上院議員 15 名は、2011 年 12 月 13 日、USPS が推進している郵便局及び郵便処理施設の閉鎖計画を 2012 年 5 月 15 日まで一時凍結することに口頭で合意した。これは、議会が包括的な郵便改革法の制定に時間的猶予を確保するための措置であるが、USPS は、閉鎖の検討や地域からの意見募集は継続する方針を示している

(6) 議会への要望

次の項目については議会での立法措置が必要であり、USPS 単独で遂行することが法律上認められていない。

- ▶ 配達頻度の見直し:週5日配達を行う権限の付与
- ▶ FERS 過払い分 69 億ドルの払戻し
- ▶ RHBF 前納義務(年間 55 億ドル)の見直し
 - CSRS 過払い分 500 億ドルの移行、または、

- 48 万人の年金受給者、60 万人の職員を連邦職員医療保険手当(FEHB) プログラムから離脱させ、新たに設置する USPS 医療保険プログラムに 移行
- ▶ 作業要員の管理
 - 団体労使契約における雇用保障条項を見直し、合計 22 万人のキャリア 職を削減(うち 10 万人は自然減員で達成可能)
- ▶ 新規雇用者の退職制度の見直し
- ▶ 商品・料金設定手続等の合理化

2 連邦議会の取組み

連邦議会においては、USPS の危機的な経営状況やUSPS からの訴えを受けて、下院では「Postal Reform Act of 2011」(HR2309)、上院では「21st Century Postal Service Act of 2011」(S1789)が提出されている。これら法案は、それぞれ委員会を通過。現在、各フロアでの全会審議を待っている状況。しかし、最近では、ルーラル地域の議員を中心として、自らの選挙区における配達網の規模縮小を押し止めようとする動きが活発化しており、両法案とも成立の見通しは立っていない。

上下院で提出されている郵便改革法案の最も大きな違いは、上院法案が FERS 過払い金問題に対応し、週6日配達を2年間維持する内容を含む一方、下院法案は FERS 過払い金問題に対応しない代わりに、週5日配達への移行をすぐにでも認める内容が含まれている。その他下院法案では、郵便施設統廃合の計画を策定する「郵便再編委員会」の設置や、USPS が債務不履行に陥る場合に広範なコスト削減義務等を通じて経営を安定させる「郵便サービス財政責任・運営補助機関」の設置等を規定している。両法案とも、RHBFへの前納義務に関しては、一定の猶予を USPS に与えている。両法案の主な内容の比較は次のとおり。

上下院における郵便改革法案の主な内容の比較

| T | <u>工工机100000000000000000000000000000000000</u> | |
|-------------------|--|---|
| 法案名(法案番 | Postal Reform Act of 2011 (HR2309) | 21st Century Postal Service Act of 2011 (S1789) |
| 号) | | |
| 提出者 | Darrell E. Issa (共和党、カリフォルニア州選出) | Joseph I. Lieberman (独立系、コネチカット選出) |
| 共同提出者 | Dennis Ross(共和党、フロリダ州選出) | Scott P. Brown (共和党マサチューセッツ州選出) |
| | | Thomas R. Carper (民主党、デラウェア州選出) |
| | | Susan M. Collins (共和党、メイン州選出) |
| 提出日 | 2011年6月23日 | 2011年11月2日 |
| 最新状況 | 2011年 10月 13日に下院監督・政府改革委員会通過 | 2011年11月9日に国土安全保障・政務委員会通過 |
| 連邦職員退職年金 | 2010年9月30日時点でFERS過払いがある場合、法成立後2週 | FERS への過払い金 (FY12-14:70 億ドル) を 10 万人の早期退職 |
| 制度 (FERS: | 間以内に USPS に払戻し(CSRS 及び FERS 未納分がある場合は、 | 者向け優遇制度資金として流用し、残余を USPS による債務支払 |
| Federal Employees | それらを差し引いた金額を払戻し) (第306条) | い及び退職者向け医療・年金基金の義務的支払いに充当 |
| Retirement | | →FY11-13 の FERS 過払いがある場合、早期退職者向け優遇制度 |
| System) への過払 | | 資金の2万5,000ドルをそこから支払い(第101条) |
| い金 | | |
| 退職者医療手当基 | RHBF の金額を下方修正: | 2012年より退職者向け医療手当基金支払いの前納義務について |
| 金 (RHBF) | FY11:55 億ドルから 10 億ドルへ | 40年間の分割払いを認め、当該支払いの20%の正味現行価値の |
| | FY15:57 億ドルから 10 億ドルへ | 削減を認める |
| | FY16:58 億ドルから 10 億ドルへ | →FY11-16 の支払いを免除し、OPM が算出する現行職員の将来の |
| | (第 410 条) | 退職医療手当の積立義務の80%を支払い(第103条) |
| 医療手当プログラ | | 「Federal Employee Health Benefits (FEHB) 」プログラムとは |
| 4 | | 別に新たに Postal Service Health Benefits プログラムを構築 |
| | | するため全ての職員交渉代表と共同で協議することを義務付け |
| | | (第 104 条) |
| 労使紛争 | | 労使間の契約紛争解決に当たり、すべての仲裁委員会に対して、 |
| | | USPS の財政状況、民間セクターの賃金や手当の検討、郵便法の |
| | | 政策といった関連する要因についても検討することを義務付け |
| 郵便施設統廃合 | 郵便再編委員会を設置: | 郵便施設の統廃合に関する基準の構築 |
| | USPS は郵便小売施設、郵便処理施設、USPS エリア及び地区オフ | 5年ごとにエリア・オフィス及び地区オフィス統合に関する戦略 |
| | ィス統廃合に関する計画を策定、委員会に提出し、委員会は計画 | プランの策定とそれに基づくオフィスの統合・再配置(第 203 |
| | を議会に提出し官報に掲載、公聴会を開催。議会が委員会の勧告 | 条) |
| | 不承認共同決議を採択しない限り、USPS は委員会の勧告に基づ | |
| | いて郵便施設の統廃合を実施(第 101-114 条) | |
| サービス基準 | | 郵便顧客への小売サービス提供のサービス基準の策定 |
| 配達地点 | 郵便サービス財政責任・運営補助機関に対して、USPS 運営経費 | 2015年9月30日までに玄関配達地点を沿道配達地点または集中 |
| | 35 億ドルの節減を期間中に達成するため、玄関にある郵便受箱 | 配達地点に転換(第 205 条) |
| | を集中または沿道郵便受箱に転換する権限を付与(第 214 条) | |
| 配達頻度 | 週5日間郵便配達と、ルーラル配達における調整を行う権限を付 | 法施行後2年間は一般的な、全国的な週5日間配達スケジュール |

| | 与 (第 111 条) | の構築を禁止 |
|----------|--|----------------------------------|
| | | この間に他の手段による十分なコスト削減が見られない場合、週 |
| | | 5日制配達に移行することを認める(第206条) |
| 非郵便サービス | 非郵便サービスの提供 | 公共の利益に合致し、民間セクターとの不公正な競争を引き起こ |
| | 郵便施設や配達車両の広告スペース販売 | さない限り、既存 USPS インフラを用いる非郵便サービス提供を |
| | 州その他政府機関に対するサービスの提供 | 認める |
| | (第 407 条) | (第 209 条) |
| 職員補償 | USPS 職員に関する規定の見直し:賃金支払い、生命・医療保険 | 連邦職員補償手当の見直し |
| | への職員負担、団体交渉権 | (第 104-105 条、第 301-315 条) |
| | (第 301-305 条、第 311 条) | |
| 財政健全性確保 | 郵便サービス財政責任・運営補助機関の設置: | FY15 までにどのように黒字化し、長期的な財政的支払能力を達 |
| | USPS が財務省への支払い義務を満たせない場合、「郵便サービ | 成するかについて議会に報告を提出することを義務付け(第401 |
| | ス財政責任・運営補助機関」が設置される(以下、機関)。機関 | 条) |
| | は USPS の赤字削減を目的とし、長期的な財政、金融、そして経 | |
| | 済的活力と運営上の効率性を確保する。この機関が USPS を統治 | |
| | する期間 (監督期間 (control period)) は2会計年度で、この | |
| | 間 USPS は追加的な 100 億ドルの借入権限が付与される。2 会計 | |
| | 年度目において USPS が 20 億ドル以上の赤字となる場合、機関は | |
| | USPS 経営委員会の権限を譲り受ける。USPS は毎年、財政計画と | |
| | 予算を機関に提出。USPS が債務不履行に陥る場合、機関は契約 | |
| | の再交渉を行う権限や USPS のコンプライアンスを確保するため | |
| | の勧告を提出する権限を持つ(第 201-232 条) | |
| 委託契約 | 郵便サービス委託契約の規定を策定:競争代弁者の設置(第501 | 郵便サービスの委託契約に関する規定の策定(第407条) |
| | 条) | |
| 郵便料金優遇の廃 | 国家、州政治委員会向け郵便料金優遇の廃止(第402条)、非営 | |
| 止 | 利組織による広告郵便料金優遇の廃止 (第403条) | |

3 ホワイトハウスの取組み

オバマ大統領は2012年2月13日に発表した予算教書において、USPS 改革を支持する意向を示しており、短期的にはUSPS の事業存続、長期的にはUSPS に活力をもたらすため、大胆な行動が必要とされるとしている。予算教書によると、政権は、国の商業及び通信に対するUSPS の測り知れない価値を認識するとともに、USPS の将来的な活力を確保するための改革が喫緊に必要であることも認識しており、USPS に対する財政的な救済措置とともに、USPS の効率性と利益を改善するための提案を行っている。具体的に挙げられた主な提案は次のとおり。

- ▶ FERS への過払い分 109 億ドルの払戻し
- ▶ RHBF への前納義務の見直し
- ➤ 2013年から週5日配達を行う権限を認めることにより、USPSの事業経費を削減
- ▶ USPS が州及び地方政府との協働を深めることを容認
- ➤ 物価上昇率内で操業する USPS に郵便配達の経費と郵便料金の経費をより効率 的に調整する能力を付与し、また、USPS が 2010 年に申請した 5.6%の郵便料 金引上げに関して、残りの約 1.8%分の郵便料金引上げを 2012 年中に申請する ことを一度限り容認

予算教書によると、これらの改革は、USPS に今後2年間にわたって合計250億ドル以上の資金的な猶予を与えるとともに、今後11年間にわたって合計250億ドル以上の経費削減をもたらすとしている。

また、オバマ政権は連邦負債軽減対策の一環として、2011年9月にも、土曜配達の中止、物価上昇率を上回る郵便料金値上げを支持する意向を表明。また、FERS 過払い分約70億ドルの払戻しと、RHBFへの前納義務の見直しについても議会に要請した経緯がある。

2015年までに年間 200億ドルの経費削減に向けた USPS 提案に対するホワイトハウスや議会による提案との比較は、次のとおり。

2015 年までに年間 200 億ドルの経費削減を実現するための USPS 提案

| 内容 | 効果・影響 | 削減額 | 立法 | 対 PRC | その他提案との関係 |
|---------------|----------------|------|----|---------------|--|
| 将来的な統廃合 | すべて閉鎖された場 | 65 億 | 不要 | USPS は、2011 年 | 上院法案は郵便施設統廃合に関 |
| を見据えて業績 | 合、残りは約2万 | ドル | | 7月27日に助言 | する基準構築、下院法案は郵便 |
| の低い郵便局 | 8000 局 | | | 的意見を求める | 再編委員会の設置に関する規定 |
| 3653 か所の調査 | | | | 申請を提出 | あり |
| 郵便処理施設 252 | 461 か所から 209 か | | 不要 | USPS は、2011 年 | |
| か所の削減 | 所へ | | | 12月5日に助言 | |
| | | | | 的意見を求める | |
| サービス基準の | FCM 配達は 1-2 日か | | 不要 | 申請を提出 | 上院法案は小売サービス提供の |
| 見直し | ら 2-3 日へ | | | | サービス基準策定に関する規定 |
| | | | | | あり |
| 郵便処理機器を | FCM 配達は 1-2 日か | | 不要 | | |
| 50%以上削減 | ら 2-3 日へ | | | | |
| 全国規模で輸送 | FCM 配達は 1-2 日か | | 不要 | | |
| ネットワークを | ら 2-3 日へ | | | | |
| 大幅減 | | | | | |
| 配達経路2万本 | FCM 配達は 1-2 日か | | 不要 | | |
| の廃止を目標と | ら 2-3 日へ | | | | |
| する配達業務の | | | | | |
| 効率化 | | | | | |
| 作業要員の規模 | 15万1000職から11 | | 不要 | | |
| を最大 3 万 5000 | 万 6000 職へ | | | | |
| 職調整 | | | | | |
| 職員補償や、団 | キャリア職員 22 万 | 50 億 | 要 | | 上院法案、下院法案に関連規定 |
| 体労使契約にお | 人の削減(うち 10 | ドル | | | あり |
| ける雇用保証制 | 万人は自然減員によ | | | | |
| 度の見直し | り達成可能) | | | | |
| 配達頻度の見直 | 週6日配達から週5 | 85 億 | 要 | 2011年3月24日 | ホワイトハウス提案は 2013 年 |
| L | 日配達へ | ドル | | に助言的意見を | から、上院法案は法施行後3年 |
| | | | | 公表 | 目から、下院法案は法施行から |
| | | | | | すぐに週5日配達へ移行 |
| FERS 過払い 69 億 | | | 要 | | ホワイトハウス提案は109億ド |
| ドルの払戻し | | | | | ル払戻し、上院法案は70億ド |
| | | | | | ル払戻し(10万人の早期退職者 |
| | | | | | 向け優遇制度資金として流 |
| 24.4.26.76 | | | | | 用)、下院法案は規定なし |
| RHBF 前納義務の | | | 要 | | ホワイトハウス提案、上院法 |
| 見直し | | | | | 案、下院法案が支持。 |
| 医療保険制度の | 48万人の年金受給 | | 要 | | 上院法案は支持、下院法案は関 |
| 新設 | 者、60万人の職員を | | | | 連規定あり |
| | FEHB プログラムか | | | | |
| | ら、新たに設置する | | | | |
| | USPS 医療保険プログ | | | | |
| | ラムに移行 | 1 | | | 1, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, |
| 商品及び料金設 | 市場の状況や顧客の | | 要 | | ホワイトハウス提案、上院法 |
| 定手続の合理化 | ニーズに即した機動 | | | | 案、下院法案に関連規定あり |
| | 的な商品提供及び料 | | | | |
| | 金設定が可能となる | | | | |

4 今後の展望

(1) 連邦議会

連邦議会では既に両院で郵便改革法案が提出されているが、最近では、とくにルーラル地域が選挙区に含まれる議員を中心として、年金・退職制度の改革や、医療手当制度の見直しにより、USPSが直面している当面の財政的な懸念は解消できるという認識が広がっている。このため、これら法案の動きとは別に、USPSが提案する郵便配達網の規模縮小を押し止めようとする動きが活発化している。

この背景には、郵便労組によるロビー活動が功を奏していることが挙げられる。例えば、米国郵便労働者組合(APWU)は、両院の郵便改革法案はいずれも現行の郵便サービスに深刻な長期的損害を与えると批判的。また、全米郵便配達員協会(NALC)は、USPS に課された将来の退職者医療手当に対する前納義務を廃止するだけで USPS の財政難は解決するとしており、大統領が提案した土曜配達中止については「非生産的」と批判している。郵便配達網の規模縮小に対する議会での主な動向は次のとおり。

① 下院の動向

2013年度予算教書が議会に提出された同日、モリス・ヒンチー(Maurice Hinchey)下院議員(民主党、ニューヨーク州選出)は、他の下院議員 110名とともに、USPS パトリック・ドナホー総裁に対して、郵便規制委員会が審査を行っているUSPS の「小売アクセス適正化に関する取組み(RAOI)」は不完全なデータに基づいているおそれがあり、この問題を解決するまでの間、郵便局閉鎖に関するさらなる調査を延期するよう求める書簡を送付した。USPS は、複数の上院議員と 5 月 15 日まで郵便施設閉鎖計画を凍結することに合意しているが、今回下院議員グループは、USPS が全ての郵便局/ブランチ/ステーションに関する総合的なデータを集め、売上データを明確化し、使用頻度が低い郵便局閉鎖の条件を再考するまで計画延期を続けるべきとしている。

② 上院の動向

下院議員 111 名が USPS 総裁に書簡を送付した翌日の2月14日には、バーニー・サンダース (Bernie Sanders) 上院議員 (独立系、バーモント州選出)をはじめとする27 名の上院議員グループが郵便改革法案を審議している委員会に対して書簡を送付。2006 年から25%減少する郵便量に合わせて郵便配達網を縮小するために USPS が提案するルーラル地域の郵便局閉鎖、土曜配達中止、22 万人に上ると見られる人員削減に懸念を表明した。また、年金制度の余剰金から100億ドルを USPS に払い戻し、将来退職者医療手当への年間55億ドルの前納義務を廃止することで、郵便インフラの大幅な縮小やサービス基準の引下げなしで USPS の財政安定性を回復できるとする。サンダース議員は、起業家や郵便局長、郵便業界の識者、労組代表などによる諮問委員

会を創設し、6か月以内にUSPSの新たなビジネスモデルを策定し、3年以内にそれを USPSに導入させることを提案。上院議員グループは、この案についても支持を求めた。

(2) USPS の動向

① 5か年ビジネスプラン

USPS は 2 月 17 日、合計 800 万人以上を雇用する数兆ドル規模となる郵便業界を維持しつつ、USPS の黒字回復と長期的な財政安定性を取り戻す「5 か年ビジネスプラン」を発表。2015 年までに最低 200 億ドルの年間経費削減を達成し、2016 年までに220 億ドル以上の年間経費削減を目指す。このためには議会での迅速な法改正が必要であり、法改正が実現しない場合、2015 年には最大 182 億ドルの単年度赤字を計上し、2016 年までの累積赤字は920 億ドルに達するという見通しを示した。この計画は、米国最大規模の独立系投資銀行で大手企業再編の著名な金融アドバイザーを務めたエバーコア・パートナーズ(Evercore Partners)が調査・分析を担当しており、また、マッキンゼー(McKinsey & Company)による先のビジネスモデル分析の結果や、ボストン・コンサルティング・グループ(Boston Consulting Group)による売上予測の結果を反映している。USPS が求める主な法改正ポイントは次のとおり。

- ▶ 連邦プログラムから独立した USPS 職員向け医療手当プログラムの設立 (RHBF への事前積立義務からの解放を含む、71 億ドルの年間経費削減)
- ▶ 全国で週5日配達への移行(27億ドルの年間経費削減)
- ▶ 郵便処理業務、小売業務、配達業務の再編(81億ドル以上の年間経費削減)
- ▶ シングル・ピースのファーストクラス・メール料金を50セントに引上げ

② 地域郵便処理に関する調査結果

USPS は、2012年2月23日、2015年までに年間200億ドルの経費を削減し、黒字化を達成する計画の一環として、5か月以上前から行っていた地域郵便処理網統合に関する調査結果を発表した。

これは2006年以降続いているファーストクラス・メールの急速な減少に伴い、郵便業務を維持するために必要な経費を上回る収入が獲得できない収益構造が生み出したネットワーク内の過剰な容量を見直すための取組み。USPS は、2011年9月15日に全国の郵便処理施設487か所中、252か所の将来的な統廃合に関する調査を行うことを発表。USPS は、それ以前にも8か所の施設の調査を開始しており、また、その後も4か所の施設の調査を開始していたため、調査対象は合計264か所の施設に上っていた。

USPS は今回、調査対象の 264 か所中、6 か所はさらなる内部調査が必要として保留、35 か所は今回は統合の対象から除外、そして、223 か所のすべてまたは一部について統合が可能と結論付けた。USPS は、この統合により、21 億ドルの経費削減と合計 3 万 5000 人のキャリア/非キャリア職員の削減を見込んでいる。

USPS は、職員規定や団体交渉合意に従い、職員への通告手続を既に開始しており、 今春にも見込まれているファーストクラス・メールの配達基準変更の最終決定を待って、2012年夏から秋にかけて全国の郵便処理施設の再編に着手する予定。

また、USPS は、2012年3月7日、11月に予定されている大統領選に与える影響を考慮し、選挙関連の郵便が発送される期間中は郵便処理施設統合計画を一時中断することを発表。USPS は2011年12月、本年5月15日まではいかなる郵便施設の統合・閉鎖も実施しないことを上院議員グループと合意。このため、ほとんどの郵便施設の統合・閉鎖は5月15日以降から始まり、8月31日までに完了することが見込まれている。さらなる統合・閉鎖は2013年初めまで続くことになっているが、計画の全容は郵便配達基準変更について下される正式決定の内容次第となる。

(以上)

参考: USPS 統計(2011年度)

| 営業収入 | 657 億ドル |
|----------------|---------------------------|
| | ファーストクラス・メール:322 億ドル(49%) |
| | 広告郵便:178 億ドル(27%) |
| | 出荷サービス:90 億ドル(14%) |
| | 定期刊行物:18億ドル (2.7%) |
| | 小荷物サービス:16 億ドル(2. 4%) |
| 営業経費 | 706 億ドル |
| 取扱郵便物数 | 1679 億通 |
| 職員数 | 64万 5950名 |
| | キャリア職員:57万4000人 |
| | 本部・本部関連職員:1 万 479 名 |
| | フィールド職員:54 万 6772 名 |
| | 非キャリア職員:8万8699名 |
| 郵便処理施設 | 487 か所(2011 年 9 月 15 日時点) |
| 郵便車両 | 21万3881台 |
| 配達経路 | 23万600本(2010年) |
| 配達地点 | 1億5149万か所 |
| USPS が管理する小売拠点 | 3万2146か所 |
| 委託郵便ユニット・コミュニ | 3万 5756 か所 |
| ティ郵便局を含む小売局合計 | |
| 郵便切手を取り扱う店舗、銀 | 6万3000か所(2010年) |
| 行、ATM | |